

国土交通省が進める新しい落札方式

総合評価落札方式

技術とノウハウを 活かした公共工事を めざして



国土交通省国土技術政策総合研究所
総合技術政策研究センター
建設マネジメント技術研究室

新しい落札方式で

ここが違う！ 新しい落札方式

標準的な技術・工法を前提とし、価格のみの競争だった、これまでの方式とは異なり、新しい技術やノウハウといった価格以外の要素を含め総合的に評価する新しい落札方式です。

技術・ノウハウの活用で こんなメリットが！

工事内容や周辺環境に応じた技術の評価により、工事の品質アップや工期の短縮、ランニングコストを含むトータルなコストの削減、自然環境や住環境の保護など社会的な要請への対応などを実現します。

新技術・新工法の 採用促進



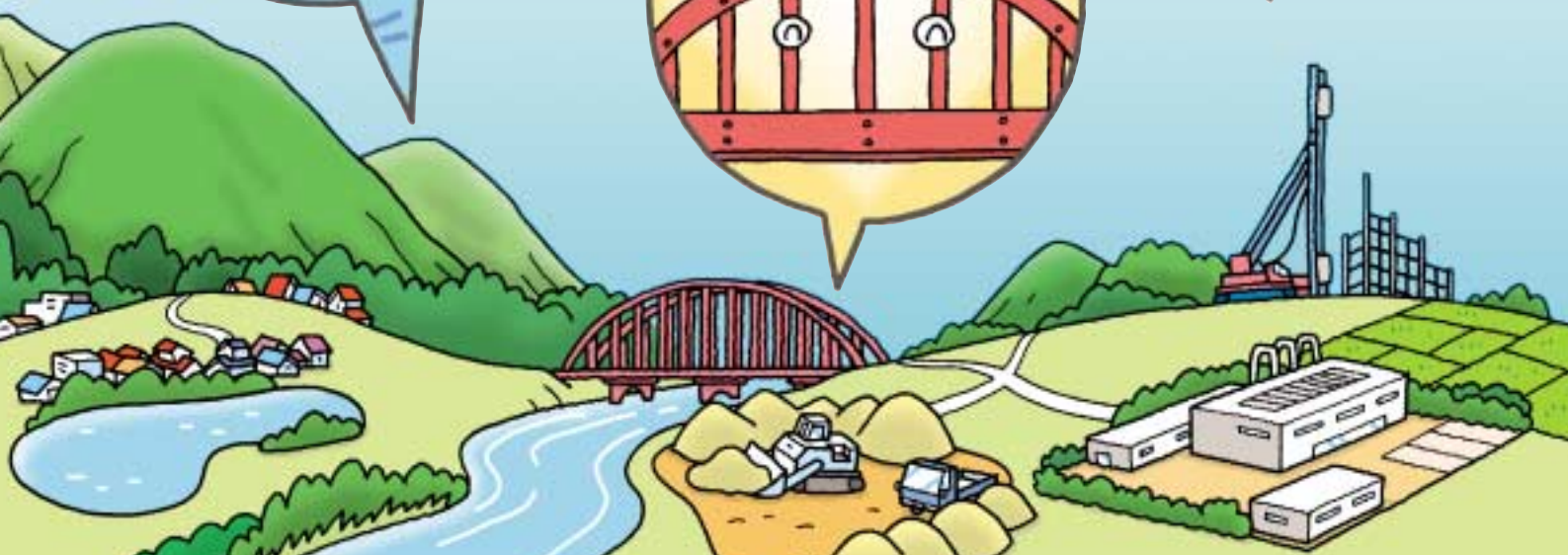
自然環境の保護



リサイクルで 省資源化



機能・性能の向上



みんなにうれしい公共工事を実現します

総合評価落札方式は こんな工事に採用中です

交通量が多い道路での工事では「規制車線を少なくして、渋滞発生を緩和する」など、また、住宅街の道路工事では「騒音の発生する期間を短縮する」、「完成後の路面騒音を低減する」など、実際に多くの工事で成果をあげています。

利用者の満足度が さらに高まります！

渋滞解消や災害防止、工事騒音の低減といった工事の目的や社会のニーズにそった、さまざまな企業提案を取り入れることで、近隣住民や利用者の満足度を高める工事をリーズナブルな価格で実現します。

トータルコストを
削減



工事中の
渋滞緩和



住環境の保全



利用者の満足度アップ



総合評価落札方式

技術とノウハウを
活かした公共工事を
めざして

どんな項目について 技術提案を募るか

「発注者が評価する項目を選び、技術提案を募集します」

利用者や住民の方々に、より一層喜ばれる工事を目指して、民間企業などから技術提案を求め、その内容を価格とともに評価するのが総合評価落札方式の特徴です。発注者は、工事内容や周辺の状況に応じて、さまざまな評価項目を設定し、民間企業からの優れた技術提案を募ることができます。



※総合評価落札方式が適用できる工事に関しては「工事に関する入札に係わる総合評価落札方式の標準ガイドライン」を参照してください。

「次のような分野の項目を評価しています」¹⁾



価格以外の総合的なコストの削減

維持管理費・更新費を含むライフサイクルコスト
その他、補償費などのコスト。



整備する施設の性能・機能の向上

初期性能の持続性、強度、耐久性、
安定性、美観、供用性など。



社会的要請への対応

- 環境の維持…騒音、振動、粉塵、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、
土壌汚染などへの配慮・対策、景観の維持
- 交通の確保…規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、
災害復旧など
- 省資源対策、リサイクル対策
- 安全対策²⁾

1) 上記の分野は、国土交通省が現在用いている「工事に関する入札に係わる総合評価落札方式の標準ガイドライン」に基づいたものです。工事内容や周辺の状況などの条件に応じた評価項目の選び方については、「公共工事における総合評価落札方式の手引き・事例集（改訂第2集案）」を参照してください。

2) 工事中、完成後等における第三者に対する安全性の向上の評価を想定しています。

提案内容を数値化して 落札者を判定

「決め手は評価値」

企業などが作成・提出した技術提案書に対しては、まず、技術の実績や実施体制等が審査されます。そして、合格した提案の内容は得点として評価され、この得点と提案された価格を比較した「評価値」を用いることによって、最もコストパフォーマンスの優れた提案を、技術と価格の両面から客観的に判定し、採用することができます。

得点は、評価項目ごとに
あらかじめ定めた計算法により
技術提案の内容を得点換算します。

評価値が
最も高い企業
＝
落札者

$$\frac{\text{得点}}{\text{価格}} = \text{評価値}$$

価格には、工事価格のほか
維持管理費等の技術提案の内容に応じた
必要コストを含めることができます。

A社 ¥ 低コストを 目標にして 絞り込もう!	どちらの提案が より優れているのかな 評価値を出してみると…	A社 の評価値 = 114
B社 もっと騒音が小さい 最新の施工方法を 取り入れよう!	A社 80点 0.7億円	B社 95点 0.75億円
		で B社 が 落札!!

…こうして、最も優れた提案をした企業が選ばれ
住民の方々にとってより満足度の高い公共工事が実現します

得点と評価値の算出方法と 落札者選定の事例

「舗装工事における走行音低減の評価事例」

市街地における舗装工事にあたって「路面騒音の低減」を評価した工事を例に、企業などからの技術提案がどのように評価されるかを紹介します。

$$\text{評価値} = \frac{\text{得点}}{\text{価格}^1} = \frac{\text{基礎点} + \text{加算点}}{\text{価格}}$$

1 基礎点とは？

$$\frac{\text{基礎点価格}}{\text{予定価格}} \times 100 = \text{基礎点}$$

2 加算点とは？

「加算点」とは、標準値を上回る提案に対し、内容の評価に応じて、加算される得点です

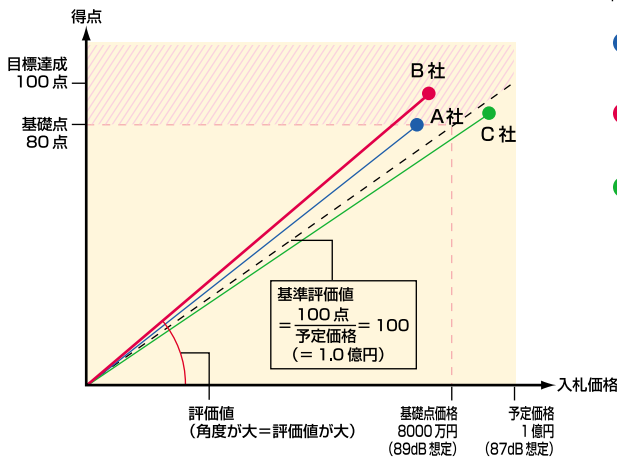
- 「路面騒音の低減」を**評価項目**と設定します。
- このとき、標準的な設計・工法で達成される騒音の**標準値**89dBに対して、**目標値**を87dBと設定します。

- 標準値89dBを達成する場合の積算工事価格=8,000万円を**基礎点価格**とします。
- 目標値87dBを達成する場合の積算工事価格=1億円を**予定価格**とします。

- 予定価格に対する基礎点価格の割合(%)が**基礎点**となり「8,000万円÷1億円×100点」=80点となります。

- 標準値89dBと目標値87dBの差=2dBに、**加算点**として100点満点と基礎点80点の差=20点を割り当てます。
- 標準値を上回る提案に対して、測定精度を考慮して0.5dBの低減ごとに5点を加算することとします。

3 落札者の選定



- 技術提案内容を審査し、実施体制等が確実な提案について、内容を上記の方法で得点換算し、**評価値**を算出します。

- A社 提案値 **89.0dB**、入札価格 **0.70 億円**
(基礎点 80点 + 加算点 0点) ÷ 0.70 億円 = 評価値 **114**
- B社 提案値 **87.5dB**、入札価格 **0.75 億円**
(基礎点 80点 + 加算点 15点) ÷ 0.75 億円 = 評価値 **127**
- C社 提案値 **88.5dB**、入札価格 **0.95 億円**
(基礎点 80点 + 加算点 5点) ÷ 0.95 億円 = 評価値 **89**

A社は技術提案はないものの、価格は最も安い。
B社は技術提案は最良、価格は2番目に安い。
C社は予定価格に相当するコストパフォーマンス
(図中の基準評価値=100)を下回る提案であるため失格。

**結果は、コストの上昇を抑えつつ、最も目標値に近い
工事を提案したB社の落札となりました。**

※このように、性能等の数値で評価するほか、「優・良・可」といったランクを判定して得点評価する方法や、「順位」に応じて得点を与える方法等があります。評価方法の詳細い説明は、「公共工事における総合評価落札方式の手引き・事例集(改訂第2集案)」を参照してください。

1) 価格には、入札工事価格に加えて、維持管理費・更新費を含むライフサイクルコストも評価することができます。

提案募集から落札までの 実施手順

「評価の公正さを確保するために」

公正に総合評価落札方式を実施するためには、実施にあたって留意すべきポイントがいくつかあります。

1 総合評価落札方式の適用を決定¹⁾

評価項目の選定 ⇒ 評価基準の設定²⁾

ポイント1

総合評価落札方式を採用する
ねらい、評価の着眼点などの積
極的なPRによって、より高い満
足度を目指した発注機関の取り
組みへの理解が深まります

2 評価方法の決定

技術提案募集の内容の決定 ⇒ 入札公告等の内容決定

ポイント2

総合評価の基準、技術提案が最
低限満たすべき要件、得点計算
方法、ペナルティなどの評価方
法については、あらかじめ入札
公告や入札説明書に明記する
必要があります

3 公告等の実施

4 技術提案の事前審査

提案内容の確実さ等を確認

ポイント3

入札に先立って、技術提案が確
実に実施できる内容のものかど
うかを確認します

5 入札の実施

ポイント4

入札公告時に示した方法で技術
提案内容を評価します
(入札時の提案内容は、④の事前審査で確認され
た内容の範囲内である必要があります)

6 総合評価による判定

提案内容の評価と総合評価の実施

ポイント5

結果の公表後、非落札者から、
その理由の説明を求められた
場合には、対応、説明が必要です

7 落札者の決定³⁾・契約

契約内容の履行の確認 ⇒ 履行の検証とペナルティ

ポイント6

契約後は、適切な時期・方法で
提案内容の履行状況を確認す
ることが必要です

1)、2)、3) 地方自治体で総合評価落札方式(総合評価競争入札)を行おうとする場合には、1)「総合評価を行おうとするとき」、2)「落札者決定基準を定めようとするとき」、3)「落札者を決定しようとするとき」に、2人以上の学識経験者の意見を聴くことが必要です。詳しくは、「地方自治法施行令第167条10の2」他で規定される手続きを参照してください。

総合評価落札方式に関するもっと詳しい内容は…

「公共工事における総合評価落札方式の手引き・事例集(改訂第2集案)」を、ご参照ください。

(下記相談窓口、または <http://www.nilim.go.jp/lab/peg/index.htm> にて入手できます)

総合評価落札方式全般についての相談窓口

国土交通省 大臣官房技術調査課 工事入札契約担当 課長補佐
☎ 03-5253-8111 (内線 22334)

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総合技術政策研究センター 建設マネジメント技術研究室室長
または工事入札契約関係担当主任研究官
☎ 0298-64-2211 (内線 3771 または 3775)

各地域の相談窓口

国土交通省 北海道開発局 事業振興部 工事管理課 工事評価管理官
☎ 011-709-2311 (内線 5484)

国土交通省 東北地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 022-225-2171 (内線 3120)

国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 048-601-3151 (内線 3120)

国土交通省 北陸地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 025-266-1171 (内線 3120)

国土交通省 中部地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 052-953-8131 (内線 3120)

国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 06-6942-1141 (内線 3120)

国土交通省 中国地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 082-221-9231 (内線 3120)

国土交通省 四国地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 087-851-8061 (内線 3120)

国土交通省 九州地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 092-471-6331 (内線 3120)

沖縄総合事務局発注工事に関するご相談窓口

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 技術管理官
☎ 098-866-0031 (内線 3115)